

## 産業遺産学会会費規定

(目的)

第1条 本規定は、産業遺産学会規約第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

(会費の種類と会費額)

第2条 年会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 個人会員 6,000 円
- (2) 学生会員 3,000 円
- (3) シルバー会員 3,000 円
- (4) 賛助会員 一口 30000 円 (一口以上)

(年会費の算定期間)

第3条 年会費の計算期間は当年4月より翌年3月までの1年間とし、決められた方法により納付しなければならない。

2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の納入方法)

第4条 会員は、当該年会費を下記の方法により納付しなければならない。

毎年4月に会員宛に送付する振込み依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

(会費の滞納)

第6条 正会員または賛助会員が正当な理由がなく会費を2年以上滞納した場合は、産業遺産学会規約第7条の規定に基づき、当該会員を退会させることができる。

(改廃)

第7条 本規定を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規定は、本会の「産業遺産学会規約」成立の日から施行する。

2022年7月20日制定。